

9/9付厚生労働省通知文 P1

平成28年9月9日 厚生労働省

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

1

9/9付厚生労働省通知文 P2

1 情報の把握及び避難の判断について

- 日頃から、気象情報等の情報把握に努めること。
- 「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。
- 「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。

2

9/9付厚生労働省通知文 P3

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 介護保険施設等は、非常災害対策計画を定めることとされている。
- この計画では、火災、水害、土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定している。
- 計画は、別添資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

3

9/9付厚生労働省通知文 P3

【計画に盛り込む具体的な項目例】

- 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- 災害に関する情報の入手方法
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- 避難を開始する時期、判断基準
- 避難場所
- 避難経路（ルート（複数）、所要時間 等）
- 避難方法（利用者ごとの避難方法 等）
- 災害時の人員体制、指揮系統
- 関係機関との連携体制 等

4

9/9付厚生労働省通知文 P3

- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有すること。
- 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。

※別添資料4として、神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会の「土砂災害（河川の氾濫）対応マニュアル（平成28年9月）」が全国に紹介されています。ご参照ください。

まとめ

利用者及び職員の安全・安心のために

- 平成28年中に、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定及び項目の点検を実施していただきたい。また非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していただきたい。
- 平成28年中に、水害・土砂災害を含む避難訓練を実施、又は避難訓練実施の予定を立てていただきたい。